

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月8日（火）
午前9時27分～午後3時15分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 吉田 良 副委員長 熊谷 克彦
委員 板橋 美保 委員 齋 浩美
委員 菊地 忍 委員 丹野 政喜
委員 佐藤 正博
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席をした者の職氏名
総 務 部 長 桜井 淳一
企 画 部 長 小平 英俊
総務部次長兼財政課長 佐藤 恭
企 画 部 次 長 兼 小畑 和弥
政 策 企 画 課 長
建 設 部 次 長 兼 馬場 浩一
都 市 計 画 課 長
なとりの魅力創生課長 藤原 淳
財 政 課 長 補 佐 兼 林 タケル
管 財 係 長
都 市 計 画 課 長 補 佐 兼 渡邊 文彦
建 築 係 長
なとりの魅力創生課長
補佐兼魅力創生係長 中島 千鶴子
＜ 消 防 本 部 ＞
次 長 兼 消 防 署 長 阿部 和幸
消防署主幹兼消防係長 守屋 明人

6 事務局職員 主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
主 事 阿部 真由

7 付議事件

- (1) 所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第4号 空き家の早急な対応についての陳情
- (3) 陳情第5号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情
- (4) 地域コミュニティー（自治会等）の現状及び課題等について

午前9時27分 開会

○委員長（吉田 良） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び企画部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（１）所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

なお、帰庁後の執行部からの聞き取り調査に当たっては、現地調査中に個別に確認した事項等についても改めて御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩といたします。

午前9時28分 休憩

午後0時58分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

これより、付議事件の（２）陳情第4号 空き家の早急な対応についての陳情及び（３）陳情第5号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情を一括議題といたします。

これより陳情2か件に係る執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後0時59分 休憩

○陳情第4号 空き家の早急な対応についての陳情

(なとりの魅力創生課)

・陳情箇所の空き家については、これまでも適正管理に関する文書や消防署の調査に基づく指導通知を送付するなど様々対応をしてきたが、改善が見られなかった。

・令和2年5月に区長からの倒壊を懸念する報告を受けて、強風時等の危険な場合には消防署が応急対応する旨を説明している。

・隣家の方からも対応を求める文書があり、同様の説明をしている。

・現在、市内の空き家調査を行っており、それらを基にデータベース化し、対策計画の策定に向け関係機関の方々と協力しながら空き家対策に係る協議会の設置等について進めていきたい。

(質) 所有者を直接訪問できなかった理由は何かあるのか。

(答) まずは所有者へ通知を出し、その後対応されない場合には再度通知を出すという対応をしてきたところである。直接所有者の方とお会いできるよう現在進めている。

(質) 何年から空き家になっているのか。また固定資産税等の納税状況は。

(答) 平成25年から空き家となっている。税の収納については口座振替となっているが、直近の引き落としまでされている。

(質) 強風時等、危険な場合は消防署が応急対応するとなっているが、応急対応ではなく予防対応はできないのか。

(答) 消防としては火災の予防を第一に考えており、火災予防条例第24条の規定に基づき調査を実施しているところである。風水害の状態では危険排除とい

う形では対応しているが、基本的な考え方としては、所有者や管理者の方に行ってもらるのが第一であると考えている。通常時の予防対応というのは難しい。

（質）対策計画が策定された場合は、行政代執行も可能になるということでしょうか。

（答）令和3年度以降に空き家対策に係る協議会を設置し、その上で策定していく対策計画については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づくもので、行政代執行の実施も視野に入れたものにはなるが、前段階として指導・勧告等の手続が必要であり、直ちに執行できるものではない。

（質）なとりの魅力創生課に窓口は一本化されたが、実際の対応については担当課がまたがっていて、それぞれがそれぞれの条例にのっとって対応している。その条例の中で隣家の方の生活を守るために何かできることはないのか。

（答）まず第一に早急な対応をするためには所有者の特定が必要である。建築基準法で言えば、建物に係る是正措置等もあるため、まずは所有者と連絡を取ることが第一だと考えている。

（質）仮に瓦等が落下して隣家に被害が生じてしまい、被害者が訴えたいとなった場合、どこに相談すればよいのか。

（答）市の顧問弁護士に相談することになるかと思われる。

○陳情第5号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情

（財政課）

- ・1階部分の使用状況については、平成27年8月から平成30年12月まで増田公民館の解体に伴う代替の集会所として増田地区町内会へ無償貸付けしており、平成30年12月以降は北町町内会へ無償貸付けしている。

- ・現在2階部分を使用しているハローワーク仙台名取市地域職業相談室の移転先である増田一丁目地内の普通財産に係る耐震補強工事について、令和3年6月頃の完了を予定していることから、旧視聴覚センターの解体は令和3年7月以降を実施予定としている。

- ・解体後の跡地利用については、現在具体的な方針は決定していない。

- ・今後庁内で調整を図りながら検討を進めていく。

（質）現在決定しているのは解体して更地にするというところまでか。

(答) お見込みのとおり。

(質) 今後の庁内調整というのは、具体的にいつまで結論を出すなど決定していることはあるか。

(答) 具体的な今後のスケジュールは決まっていない。解体までは1年ほどかかる見込みのため、その間に時間をかけてどのように利活用するか調整していく。

(質) 調整というのは地元住民との協議も含まれるのか。

(答) どのように協議していくかなどの方法についても、現段階では決まっていないところである。

(質) 解体後の旧視聴覚センター跡地の位置づけはどうなるのか。

(答) 跡地利用が決まるまでは財政課で普通財産として管理していくことになる。

(質) 防災公園の利用者の利便性を高めるためにP a r k－P F Iの適用はできるか。

(答) 公園として位置づけられ、一体的な整備をすることになればP a r k－P F Iを適用する可能性は出てくるかと思うが、現段階では公園として位置づけるかどうかは未定である。

(質) 解体後、利活用が決まるまでの更地の管理方法は。町内会等の行事などで利用したいという申請があれば貸すこともできるのか。

(答) 管理については普通財産として管理を行うが、場合によっては囲いをして侵入できないようにするとか、貸してほしいという申請があった場合は貸すという活用も可能性としてはある。

午後1時35分 再開

○委員長(吉田 良) 再開いたします。

以上で、陳情2か件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後 1 時 3 6 分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

これより、陳情 2 案件について委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 6 分 休憩

○陳情第 4 号 空き家の早急な対応についての陳情

- ・通知の送付だけでは実際に内容を見ているかも分からないため、所有者と直接お会いし、現地を実際に見てもらうべき。
- ・いつ頃まで所有者と直接会うなど、目途を決めて取り組むべき。
- ・行政代執行に至るまではかなりの時間を要するため、まずは所有者本人が解体できるよう環境をつくるべき。
- ・外壁や瓦等について強風時の応急対応だけではなく、予防対応策について方策を探るべき。
- ・当該空き家の近隣住民の日々の暮らしを守るという観点からも計画等の策定に取り組むべき。

（まとめ）

まずは所有者と目途を決めて直接会い、現状を説明し現地を実際に見てもらうこと。また、近隣住民への対応として強風時等の応急対応だけではなく、予防対応としてできることがないか方策を探り、被害を未然に防ぐよう求めることとした。

○陳情第 5 号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情

- ・早めにスケジュールを決めて取り組むべき。
- ・跡地利用については地元の方も含めて協議を進めるべき。
- ・防災に関する補助制度等を利用して、防災拠点となるような施設の建設を検討すべき。
- ・地区の防災意識の高さを継続できるよう市として支援すべき。
- ・有効な跡地利用について解体前に地元住民へ示すべき。
- ・防災拠点施設を含めた跡地利用について、早めに方向性を決めるべき。

- ・現在町内会が保管している備蓄品の移動場所等についても相談に応じるべき。
- ・解体後に更地となった場合には地元住民が利用できるようにすべき。

(まとめ)

現在保管している備蓄品の解体に係る移動場所等も含め、跡地利用の方向性について地元住民との協議や調整を進め、解体前に地元住民へ示すこと。跡地利用の検討にあつては、防災拠点となるような施設建設も含めて検討を進めるよう求めることとした。

○委員会調査報告書案の作成は委員長に一任することとした。

午後 2 時 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第 4 号及び陳情第 5 号に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 御異議なしと認めます。よって、委員会調査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで、15分間休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時 1 1 分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

次に、付議事件の（４）地域コミュニティー（自治会等）の現状及び課題等についてを議題といたします。

この際、本日の進め方について申し上げます。初めに、意見交換として、委員各位より普段の地域活動で感じていることやお気づきの点などについて、お伺いしていきます。その後、9月15日火曜日開催予定の委員会における執行部

への聞き取り調査での説明事項について、たたき台としてあらかじめ作成しております、委員長案について委員各位より御意見を伺うかたちで進めてまいります。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 2 分 休憩

○地域コミュニティー（自治会等）の現状及び課題等について （意見交換）

*那智が丘地区

- ・役員は輪番で回していたときもあったが、現在は 1 年交代で、1 年の役員の中で翌年の副会長を選び、その副会長の中から翌年の会長を選んでいる。
- ・班長は輪番で回しているが、一人暮らしなどを除くと世帯数が少ないところでは 3～4 年で回ってくるところもある。
- ・最近はや員の数を減らそうと見直しを図っている。
- ・世帯数の多い班と少ない班があり、そのばらつきをなくそうと見直しが図られている。
- ・役員を減らして回ってくる頻度を少なくしようという取組がなされている。

*閑上地区

- ・課題は行事の多さと役員の担い手不足である。
- ・震災前は課題はあったが役員のポストは埋まっていた。
- ・行政に対して何か相談することなども特になく、自治会組織は自分たちで行うものという認識があった。
- ・自治会の中でどうしても解決できないことがあれば、行政に相談することもあるかもしれないが、基本的には自分たちで運営していくものという認識がある。

*高館吉田

- ・建売住宅が多いため若い世代が多く、一口に高齢化とは言い難い部分がある。
- ・現状はその地区によって違いがある。
- ・行政は最低限の関わりのみだが、総会等で行政に対しての要望等も出たこと

はなく、自治会独自で成り立っている。

＊増田地区

- ・役員の成り手不足と住民の高齢化にどう対応していくかという問題がある。
- ・役員の業務量が多く、後継者がなかなか育成されない。
- ・行事等はほとんどがPTAの方が中心となっていて行っている。子供の数は少ないが参加率は高く、皆協力的である。
- ・班長は1年で回しているが、高齢のためできない世帯も増えており、3年に1回班長が回ってくるところもある。
- ・ごみの推進委員など行政から委託されている業務もあることから、これからは行政と連携しながら対応していかないと難しいと考える。

＊本郷

- ・農業水路や市道の草刈り等を行っている。
- ・基本的に敬老会などの様々な行事を全て契約会を通して行っている。
- ・家はあるが住む人がいない。
- ・これまでは特に行政が介入しなくても良かったが、今は高齢化などの社会的問題もあるためそうはいかないのではないかと考える。

＊高館熊野堂

- ・高館は地区の中でも温度差がある地域である。
- ・市中心部側と山側の地域では課題等が違う。
- ・町内会でイベントをすることが少なくなった＝コミュニケーションをとることが少なくなったということである。
- ・集会所を拠点として地域のコミュニケーションが図れるような施策を打ち出してもらいたい。
- ・今後は町内会だけでなく婦人防火クラブ等の各任意団体についても、どのような形で役員を選出していくか、またどのような関わりを地域と持っていくかというのは各地域の課題である。

＊増田西

- ・役員の成り手不足と住民の高齢化が課題である。
- ・町内清掃を熱心に行っていたが、高齢化が進み負担がかかってしまい行えないという状況である。

- ・大雨などの災害時の要援護者の把握ができていない。
- ・町内会の行事等については、元々の地主の方や団地が造成された際に移り住まれた方々が中心となって行っており、マンションやアパートができた際に引っ越してきた方については参加率があまりよくない。

(説明事項整理)

・「(1) ①市民協働課と自治会等との間におけるこれまでの関わり方」についてを「(1) ①市民協働課における町内会等の捉え方及びこれまでの関わり方」へと修正することとした。

・(2) へ「自治会・町内会ワークショップ等の開催の有無」の質問事項を追加することとした。

・説明事項中、「自治会」となっている部分について全て「町内会」とすることとした。

(その他)

さきの9月3日の委員会で決定した所管事務調査の調査事項「地域コミュニティー（自治会等）の現状及び課題等について」を「地域コミュニティー（町内会等）の現状及び課題等について」と変更することとした。

○本日整理した内容を9月15日火曜日開催の委員会で説明を求める事項として、執行部へ提出することを確認した。

午後3時15分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

執行部からの説明事項につきましては、休憩中の協議を踏まえ、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回委員会は9月15日火曜日、午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時15分 散会

令和2年9月8日

総務消防常任委員会

委員長 吉 田 良